

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に伴う外部結合等について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部地域包括ケア推進課・介護保険課）

事業の概要

事業名	高額介護予防医療合算サービス事業費支給に伴う外部結合等
担当課	地域包括ケア推進課・介護保険課
目的	介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。※1）における高額介護予防医療合算サービス事業費支給に伴う計算処理を東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ委託することで、事務処理の適正かつ効率化を図る。
対象者	総合事業の利用者（要支援者、事業対象者※2）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>平成28年4月より実施した総合事業では、総合事業分も含めた介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額を合算した額が年間上限を超えた場合に、高額介護予防医療合算サービス事業費を支給することとしている（新宿区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条）。</p> <p>この度、当該高額介護予防医療合算サービス事業費支給に伴う計算については、適正かつ効率的に処理するため、当該支給額の計算を国保連に共同処理事務の委託として追加することとする。</p> <p>また、国保連は、この計算を処理するに当たり、高額介護予防サービス事業費支給額（※3）が必要となるため、国保連へ外部結合により高額介護予防サービス事業費支給額を送信することを追加する。</p> <p>2 対象者数</p> <p>52名 ※平成26年度高額医療合算介護（予防）サービス費の支給対象者のうち、28年4月から7月に総合事業を利用する者（平成28年11月調査時点）</p> <p>3 国保連への委託等の状況</p> <p>新宿区では、平成12年4月より、介護保険法第176条各項により、国保連に介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理事務に関する委託契約を締結している。（平成11年第4回本審議会承認事項。なお、総合事業費の審査支払の事務に関する委託については、平成26年第8回本審議会承認事項。）</p> <p>また、総合事業実施以前から、介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、年間上限を超えた場合に支給する高額医療合算介護（予防）サービス費については、国保連へ支給額計算のため、共同処理事務として外部結合及び計算委託を行っている（平成21年第4回本審議会承認事項）。</p> <p>※1 総合事業とは、市区町村が主体となって、介護保険制度において、指定を受けてサービスを提供する事業所以外にも、様々な提供主体（ボランティア等）が効果的かつ効率的な介護予防の推進等を目的としたサービスを提供する事業である。なお、高額介護予防医療合算サービス事業費支給の計算に必要な、総合事業の自己負担額は、訪問系・通所系サービスに係るものである。</p> <p>※2 「事業対象者」とは、要介護認定を受けていない方で、介護が必要になる可能性があると予想される65歳以上の高齢者に対して、要介護認定より簡便・迅速に判定が行える基本チェックリストに基づく判定により、基準に該当した者をいう。</p> <p>※3 高額介護予防サービス事業費とは、総合事業の利用者が総合事業と介護サービスの自己負担が月額上限を超えた場合に支給するものである。サービス利用時の自己負担額から、当該支給金額を差し引くことで、総合事業に係る軽減後の真の自己負担額を求めることができる。この軽減後の自己負担額を用いて、高額介護予防医療合算サービス事業費の支給計算を行うため、必須項目となる。</p>

件名 高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に伴う外部結合(項目の追加)について

保有課(担当課)	地域包括ケア推進課・介護保険課
登録業務の名称	高額医療合算介護(予防)サービス費支給業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 総合事業の利用者(要支援者、事業対象者) 2 追加となる記録項目 各月の自己負担額(高額介護予防サービス事業費支給額に係るもの)
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	国保連のサーバーと区の専用パソコンとを結合することにより、総合事業の利用者の自己負担額情報を利用して、高額介護予防医療合算サービス事業費の支給計算を国保連で行うため
結合の形態	<p>光回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信(※)</p> <p>※ 現行の介護保険給付事務での送受信と同様の形態</p>
結合の開始時期と期間	本審議会承認の日から平成29年3月31日まで(以降継続)
情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険給付事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を厳守し、以下のとおり保護措置を講じている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。 (2) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。 (3) システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。 (4) システムの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置を取り、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。 ・ 国保連の講じている保護措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。 (2) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。 (3) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。 (4) 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。

件名 高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に伴う共同処理委託の変更 について

保有課(担当課)	地域包括ケア推進課・介護保険課
登録業務の名称	高額医療合算介護(予防)サービス費支給業務
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 総合事業の利用者(要支援者、事業対象者) 2 追加となる記録項目 各月の自己負担額(高額介護予防サービス事業費支給額に係るもの)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	国保連は、総合事業分を含む介護保険レセプト情報、医療保険レセプト情報の両方を保持しており、事務処理の迅速化、効率化が可能であるため
委託の内容	医療保険と総合事業を含む介護保険の情報を突合し、高額介護予防医療合算サービス事業費の支給対象者の抽出、支給額計算を行い、結果を保険者へ提供する。
委託の開始時期及び期限	本審議会承認の日から平成29年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と国保連との契約書に、別紙「特記事項」を付す。 2 契約書に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 3 必要に応じ、区職員が立ち入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 別紙「特記事項」を遵守させる。 2 提供された情報は、盗用、滅失等の防止及び安全管理のために施錠できる保管庫に保管させる。 3 委託業務の履行にあたり、不要となった個人情報は速やかに区に返還させる。 4 契約終了後、システム内の委託業務に係る電子情報については消去させる。 5 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を遵守させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。